

## いわき市空き家バンク活用支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第12条の規定に基づく必要な援助として、空き家バンクへの登録を目的とした相続、表示登記等の不動産登記及び空き家バンクに登録された空き家の改修に要した費用の一部を補助することにより、空き家バンクへの登録を促すとともに、空き家の有効活用を一層推進することを目的とする、いわき市空き家バンク活用支援事業補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 特定非営利活動法人いわき市住まい情報センター（以下、「センター」という。）が「いわき市における空家等対策に関する連携協定」に基づき実施する、空き家情報の収集、調査、登録を行い、公開することにより、活用希望者とのマッチングを図る取組みをいう。
- (2) 登録空き家 センターが売買、賃貸等による活用に支障がない旨を確認した後、登録物件台帳に登録された空き家をいう。
- (3) 登録予定空き家 空き家バンクへの登録を予定している空き家をいう。
- (4) 所有者等 登録予定空き家の所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (5) 登記手続等 空き家バンクへの登録を目的とした相続、表示登記等の不動産登記をいう。
- (6) 活用希望者 空き家バンクの利用を希望し、空き家バンク活用希望者登録を完了した者をいう。
- (7) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、5年以上継続して新たに購入又は賃借した登録空き家に生活の本拠地を置くことをいう。
- (8) 改修 内外装、玄関、居室、台所、浴室、便所等を対象とした改修をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登記手続等に係る事業

(2) 改修に係る事業

(補助対象空き家)

第4条 前条第1号の補助金の交付の対象となる空き家（以下「補助対象空き家」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録予定空き家であること。
- (2) 個人が所有しているものであること。

2 前条第2号の補助対象空き家は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録空き家であること。
- (2) 登録空き家の改修を行った後の住宅又は住宅の用に供する部分は、居室のほか、生活に必要な水廻り（台所、浴室、便所）を備えていること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市の市税の滞納のない者のうち、いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。

2 第3条第1号の補助対象者は、補助対象空き家の所有者等又はその相続人である者とする。

3 第3条第2号の補助対象者は、活用希望者であって、自らが居住するために令和3年4月1日以降に購入又は賃借する者とする。

(補助対象経費)

第6条 第3条第1号の補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる費用とする。

- (1) 補助対象空き家の不動産登記に係る登記手数料相当額
- (2) 不動産登記を行う資格を有する司法書士等に係る委託料
- (3) 補助対象空き家の相続登記に係る戸籍謄本、住民票などの手数料相当額及び通信運搬費等

2 第3条第2号の補助対象経費は、補助対象者が行う補助対象空き家（併用住宅の場合にあつては、住宅の用に供する部分に限る。）の改修に係る費用とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げるものとし、1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第3条第1号の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該乗じて得た額が5万円を超えるときは5万円）以内とする。

- (2) 第3条第2号の補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該乗じて得た額が50万円を超えるときは50万円）以内とする。

（補助金の交付の申請）

第8条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付の申請をするものとする。

この場合において、同項の補助金等交付申請書は補助金等交付申請書（第1号様式）、同項第1号の事業計画書は事業計画書（第2号様式）とし、同項第4号に規定する書類（以下「交付申請書の添付書類」という。）を添付するものとする。

2 第3条第1号に係る交付申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 登記手続等に係る事業における誓約書（第3号様式）
- (3) 登記事項証明書（未登記の場合は、資産に関する証明書又は固定資産税納税通知書等の写し）
- (4) 申請者の納税証明書（第4号様式）
- (5) 補助対象経費の内容が確認できる見積書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第3条第2号に係る交付申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図
- (2) 改修に係る事業における誓約書（第5号様式）
- (3) 申請者の住民票の写し
- (4) 申請者の納税証明書（第4号様式）
- (5) 補助対象経費の内容が確認できる見積書（内訳明細書を含む）、図面及び改修箇所の写真
- (6) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (7) 承諾書（第6号様式）（賃借の場合に限る）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 規則第4条第1項第2号及び第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により省略するものとする。

（指令前着手の禁止）

第9条 補助対象者は、規則第5条第1項に規定する決定を受ける前に、補助対象工事に着手してはならない。

（交付の条件）

第10条 規則第5条第2項に規定する交付決定の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の交付の目的以外に補助金を使用しないこと。

- (2) 補助金の交付申請年度の4月1日以降に補助対象事業の契約を締結し、当該交付年度内に事業を完了すること。
  - (3) 補助対象空き家は過去に当該事業による補助を受けていないこと。
- 2 第3条第1号に係る交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 登記手続等が完了後、空き家バンクへ物件登録申込みを行い、当該申込み書の写しを実績報告書に添付すること。
- 3 第3条第2号に係る交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 補助対象空き家に定住すること。ただし、療養、就職若しくは進学により転出するとき、又は死亡したときは、この限りでない。
  - (2) 3親等以内の親族間での売買又は賃貸借でないこと。  
(事業計画変更の承認)
- 第11条 規則第7条第1項に規定する事業計画変更の承認は、補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までに受けなければならない。  
(軽微な変更)
- 第12条 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 補助対象事業の内容を実質的に変更するものではなく、その細部についての変更
  - (2) 補助金の額の変更を伴わない、補助対象経費の変更  
(実績報告)
- 第13条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から15日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、規則第12条の規定により市長に実績を報告するものとする。この場合において、同条に規定する補助事業等実績報告書は補助事業等実績報告書（第7号様式）とし、同条第2号に規定する書類（以下「実績報告書の添付書類」という。）を添付するものとする。
- 2 第3条第1号に係る実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 契約書又は請求書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 登記手続等が完了したことが分かる登記事項証明書の写し
  - (4) 空き家バンクへ提出した物件登録申込み書の写し
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 第3条第2号に係る実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 契約書又は請求書の写し
  - (2) 領収書の写し
  - (3) 改修した箇所を明記した図面

(4) 改修した内容が分かる写真（着手前、工事中及び工事完了後）

(5) 転入又は転居後の申請者の住民票の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 規則第12条第1号に規定する書類は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 規則第17条ただし書きに規定する市長が定める期間は、5年間とする。

（状況の報告）

第15条 第3条第2号の補助対象者は、事業完了日の属する年度の翌年度から起算して5年間における居住の継続状況を、いわき市空き家バンク活用支援事業補助金状況報告書（第8号様式）により毎年度末までに市長へ報告しなければならない。

（会計帳簿等の整備等）

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を明らかにした書類を整備し、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年4月22日から実施する。